

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 警察本部長並びに警察本部及び警察署
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育長及び教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育関係職員の児童手当に関すること。</p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第12号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第12号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長、並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第12号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p><u>(18) 修学資金の償還債務の免除（高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3</u></p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育長及び教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育関係職員の児童手当<u>及び子ども手当</u>に関すること。</p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 県立柳之御所史跡公園に関すること。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長、並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p>

号) 第9条第1項の規定による免除に限る。) に関するこ
と。

9 [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第12号
までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教
育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとす
る。

(1)～(13) [略]

11・12 [略]

13 [略]

14 第1項第2号並びに第2項第3号及び第4号に掲げる事務
について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専
決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 教育関係職員の児童手当受給資格等の認定に関するこ
と。

(4) [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、
次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当に関すること。

(3)・(4) [略]

3～6 [略]

7 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部厚生課
長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当受給資格等の認
定に関すること。

8～11 [略]

9 [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第13号
までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教
育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとす
る。

(1)～(13) [略]

11・12 [略]

13 第2項第13号に掲げる事務について、教育委員会事務局生
涯学習文化課文化財・世界遺産課長の専決できる事項は、次
のとおりとする。

(1) 県立柳之御所史跡公園の管理に関すること。

14 [略]

15 第1項第2号並びに第2項第3号及び第4号に掲げる事務
について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専
決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 教育関係職員の児童手当及び子ども手当の受給資格等
の認定に関すること。

(4) [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、
次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当及び子ども手当
に関すること。

(3)・(4) [略]

3～6 [略]

7 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部厚生課
長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 警察本部及び警察署の職員の児童手当及び子ども手当
の受給資格等の認定に関すること。

8～11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。